

総務第 50001 号
平成 30 年 4 月 1 日

公益財団法人広島YMCA
代表者 上久保 昭二 様

広島県知事 湯崎 英彦



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 1 項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。
平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで